

令和7年の年金制度改正について（お知らせ）

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。令和7年6月20日公布）」の施行により、今後予定されている主な改正事項についてお知らせいたします。

●在職老齢年金にかかる支給停止基準額の引上げ〔令和8年4月施行〕

在職老齢年金とは、賃金と老齢厚生年金の合計が基準額（支給停止基準額※）を超えた場合、老齢厚生年金のうち、超えた分の半額が支給停止される仕組みです。

高齢者の活躍を後押しし、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、基準額が現行の月額51万円（令和7年度）から65万円（令和8年度）に引き上げられます。これにより、年金を受給しながら働く方々が、本来の年金額を受給しやすくなります。

※支給停止基準額は、毎年度の見直しにより改定される場合があります。

●離婚時の年金分割の請求期限の伸長〔令和8年4月施行〕

離婚する際、婚姻期間に係る厚生年金の計算基礎となる標準報酬額を分割することが可能です。民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割請求の期限が2年から5年に伸長されます。

※令和8年4月1日以降の離婚が対象です。

●厚生年金等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ〔令和9年9月施行〕

収入に応じた保険料負担を求める観点から、厚生年金等の保険料や年金額の算定に用いる標準報酬月額の上限が、現行の65万円から75万円に段階的に引き上げられます。

これにより、引上げ後の上限額の区分に該当する方は、毎月の保険料とともに、将来の年金額が増加します。また、厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準が底上げされます。

施行時期	上限額
令和 9年9月	68万円
令和10年9月	71万円
令和11年9月	75万円

●遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの許容〔令和10年4月施行〕

遺族厚生年金の受給権者は、老齢年金の繰下げ受給ができないこととされていますが、高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえ、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、老齢厚生年金の繰下げ申出を行うことが可能となります。

※老齢基礎年金の繰下げ申出は、遺族厚生年金の請求を行っていても可能となります。

●遺族厚生年金の見直し〔令和10年4月施行〕

女性の就業率の向上など社会経済状況の変化を踏まえ、18歳未満の子（※1）のない方に係る遺族厚生年金が、男女問わず原則5年間の有期給付とされるなど、男女差の解消が図られます。

また、女性のみに加算される「中高齢寡婦加算」について、施行日以降に新規に発生する加算額が、令和35年度まで25年かけて段階的に縮小されます（※2）。

	現行	改正後
女性	30歳未満で死別：5年間の有期給付 30歳以上で死別：無期給付	【男女共通】 60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 ※配慮が必要な場合は、5年目以降も給付を継続
男性	55歳未満で死別：給付なし 55歳以上で死別：60歳からの無期給付	60歳以上で死別：無期給付

＜5年間の有期給付化に伴う措置等＞

- ・収入要件（年収850万円未満）の廃止
- ・有期給付加算や死亡分割制度の新設による年金額の増額
- ・障害状態にある場合や収入が十分でない場合は、最長65歳まで所得に応じた給付を継続

＜見直しの影響を受けない方＞

- ・施行日前から遺族厚生年金の受給権を有する方
- ・60歳以上で死別された方
- ・令和10年度に40歳以上になる女性
- ・20代から50代の18歳未満の子のある方

※1 「18歳になる年度末までの子」又は「障害の状態にある場合は20歳未満の子」をいいます。

※2 施行日前から既に中高齢寡婦加算を受け取っている方は対象外です。

●遺族基礎年金の見直し〔令和10年4月施行〕

死亡した被保険者の配偶者と子が生計を同じくしている場合や、子の生計を維持している配偶者が死別後に再婚した場合など、子自らの選択によらない事情により子の遺族基礎年金が支給停止となっていますが、改正後は、子を養育している人の状況にかかわらず、子が遺族基礎年金を受給できるようになります。

●加給年金の見直し〔令和10年4月施行〕

年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化する観点から、子に係る加給年金額が引き上げられます。また、子に係る加算のない年金（老齢基礎年金・障害厚生年金・遺族厚生年金）について、新たに子に係る加給年金が創設されます。

このほか、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えている社会の変化を踏まえ、配偶者に係る加給年金額が引き下げられます（既に受給中の方は対象外）。

加算額の種別	区分	現 行	改 正 後
子に係る加給年金額	1人目・2人目	234,800円	281,700円
	3人目以降	78,300円	
配偶者に係る加給年金額	—	408,100円	367,200円

※上記金額は、令和6年度価格の年額です。 ※加算額は法令に基づき改定される場合があります。

詳細は 下記、厚生労働省のホームページをご覧ください。

年金制度改革法が成立しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

((厚生労働省ホームページへ接続します)